

# 【蜜蜂を飼育されている皆様へ】

※本通知は、R6年又はR7年のいずれかに飼育届を提出された方にお送りしております。

## I. 「蜜蜂飼育（変更）届」の提出について

- 養蜂振興法に基づき、毎年1月1日現在の飼育状況及び飼育年間計画を「蜜蜂（変更）飼育届」に記載し、提出する必要があります。
  - ・規模の大小によらず、蜜蜂を反復継続して飼育する方や、蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を有償、無償にかかわらず譲渡することを目的として蜜蜂を飼育する方も対象となります。  
(法律上、これらの方々は【養蜂業者】と定義されます。)
  - ・蜜蜂がいなくなったり、飼育をやめた場合も「0」でご提出ください。
  - ・蜜蜂飼育（変更）届<記入例> を参考にご記載ください。
- 届出対象となる蜜蜂の種類は、西洋蜜蜂、日本蜜蜂です。
  - ・野生の日本蜜蜂を観察し、その自然巣から採蜜する場合は届出不要です。
- 花粉交配用蜜蜂は、次の場合が届出の対象となります。

- ・上記の【養蜂業者】に該当する方
- ・自らの農作物等の作付け規模に比べて過大な数の蜜蜂を配置される方
- ・花粉交配用として使用した後、返却・焼却等を行わず通年飼育される方

《提出期限》 令和8年（2026年）1月30日（金）

《提出先》 住所地の家畜保健衛生所へ2部（郵送可）

住所地	提出先	住 所
佐賀市、鳥栖市、神埼市、小城市、 多久市、神埼郡、三養基郡	中部家畜保健衛生所	〒849-0928 佐賀市若楠二丁目7番4号
唐津市、東松浦郡	北部家畜保健衛生所	〒847-0323 唐津市鎮西町岩野225-1
伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、 杵島郡、藤津郡、西松浦郡	西部家畜保健衛生所	〒843-0024 武雄市武雄町富岡12266

※裏面に続く

## 2. 「蜜蜂転飼許可申請書」の提出について

- 蜂蜜や蜜ろうを、「なたね」や「れんげ」・「みかん」や「びわ」の開花期間中に、届出場所以外へ移動して採取する場合は、佐賀県蜜蜂転飼条例に基づき、許可申請が必要になります。
- 転飼許可申請には手数料が発生します。
- 記入方法並びに手数料の計算は、蜜蜂転飼許可申請書<記入例>又は別紙をご参照ください。
- 必ず転飼許可が出るわけではありません。

### 《提出先》 畜産課へ | 部 (郵送可)

蜜 源	提出期間 (期日厳守)
なたね・れんげ	1月1日から1月30日まで
みかん・びわ	2月15日から3月15日まで

※土日祝日は窓口の受付はいたしません。

※様式は佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp>) からもダウンロードできます。

『県ホームページトップ画面』→【しごと・産業】  
→【農林水産業>畜産業】→【ミツバチに関する情報】  
→【蜜蜂を飼育されている方へ】→添付ファイル

(二次元コード)

- 蜜蜂飼育(変更)届(様式第1号)
- 蜜蜂転飼許可申請書(様式第1号)



不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

佐賀県農林水産部畜産課 衛生担当

[TEL:0952-25-7122](tel:0952-25-7122) (直通)